

令和6年

第1回市議会定例会 議案第30号

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する  
条例の一部改正について

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する  
条例の一部を改正する条例

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成27年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号イ中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため